

## 第16回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年3月10日  
場 所 シビックコア 研修室4

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	欠	14番	山田 陽一	欠	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分  
閉 会 時 刻 午前10時 00分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第16回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願いたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第16回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。 ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第16回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、5番議席 渡邊勉委員と、6番議席 加藤寛委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p>

	<p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、23件、41筆、面積90,592㎡であることを報告します。</p>
	<p>議長 報告第32号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第3)	<p>議長 続きます。日程第3 議案第82号「農業委員会関係の行政手続における押印を廃止する規程について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第3 議案第82号 農業委員会関係の行政手続における押印を廃止する規程について</p> <p>次のとおり、農業委員会関係の行政手続における押印を廃止する規程を定めたいので議決を求め。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>このたび、政府の規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)の趣旨に基づいて、行政手続における押印を廃止するための規程を設けることについて、説明いたします。</p> <p>具体的には、押印を廃止する規程は、「いなべ市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」の様式第1号中及び様式第2号中の㊦及び「印」を削ります。続いて、「農家台帳の閲覧に関する規程」の様式第1号中の「(印又は署名)」を削り、様式第2号中の「押印して」を削ります。令和3年4月1日から施行予定です。なお、この告示の施行の際、改正前の様式により調製した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、使用することができます。以上です。</p>

	<p>議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第82号「農業委員会関係の行政手続における押印を廃止する規程」は、原案どおり制定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手です。</p> <p>よって、本議案につきましては、原案どおり制定することに決定しました。</p>
(日程第4)	<p>議長 続きまして、日程第4 議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第4 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、6件、18筆、面積13,235㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;71番案件&gt;の申請地は、大安町片樋地内の田です。</p> <p>譲受人である大安町片樋の■■■■が、神奈川県川崎市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、2,366㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;72番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の田、畑です。</p> <p>譲受人である北勢町麻生田の■■■■が、東員町大字八幡新田の■■■■が所有する議案書に記載の8筆、4,567㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;73番案件&gt;の申請地は、員弁町東一色及び岡丁田地内の田、畑です。</p> <p>譲受人である員弁町岡丁田の■■■■が、員弁町岡丁田の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、4,100㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;74番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉地内の田です。</p>

	<p>譲受人である愛知県東海市の■■■■が、木曾岬町の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,563㎡を売買により譲り受ける申請です。譲受人が県外に在住するため、営農計画書を提出しています。</p> <p>&lt;75番案件&gt;の申請地は、大安町石樽南地内の田です。譲受人である大安町高柳の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、329㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;76番案件&gt;の申請地は、大安町平塚地内の畑です。譲受人である大安町平塚の■■■■が、東京都世田谷区の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、310㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第83号を採決いたします。 議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第5) 議長 続きまして、日程第5 議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長</p>
--	---

		伊藤和雄
		<p>今回の申請は、2件、3筆で面積151.55㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;8番案件&gt;の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>申請人である大安町石樽東の[ ]が、議案書に記載の1筆、76㎡を進入路に転用したいための申請です。</p> <p>&lt;9番案件&gt;の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。西藤原駅から300m以内にあるため、農地区分は第3種農地です。</p> <p>申請人である藤原町大貝戸の[ ]が、議案書に記載の2筆、75.55㎡を既に駐車場に転用しているため、申請を行うものです。始末書が提出されております。現場写真のとおり、駐車場として利用しており、農地への復元は困難と判断されます。</p> <p>以上です。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第6) (日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第85号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第7</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第86号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>まず、議案説明に入ります前に、農地法5条申請については、太陽光発電施設目的の転用が、前月と引き続きかなりの件数があります。つきましては、太陽光発電施設への転用の案件については、大字小字を一括りとして、後ほどまとめてご説明させていただきますことをご了承ください。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第6 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、35件、39筆、13,739.84㎡です。 それでは、太陽光発電施設への転用以外を説明いたします。 &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt; &lt;156番案件&gt;の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。 譲受人である桑名市の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、447㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は、整地を行い、取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。 &lt;157番案件&gt;の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 譲受人である四日市市の■■■■が、大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、405㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。雑種地としてすでに利用していますので、始末書が提出されております。土地造成は、整地を行い、周囲はコンクリートブロックにて土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。 &lt;158番案件&gt;の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地</p>
------------	--

区分は、いなべ総合病院と西岡歯科が500m以内にあるため第3種農地です。

譲受人である大安町石樽東の■■■■が、兵庫県西宮市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、358.84㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。登記地目は宅地ですが、現況が農地のため農地法適用となります。土地造成は、整地を行い、周囲はコンクリートブロックにて土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流します。

<159番案件>の申請地は、員弁町市之原地内の田です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である愛知県刈谷市の■■■■が、員弁町市之原の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、4,491㎡を従業員用駐車場施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は、整地を行い、アスファルト舗装します。敷地内にU字側溝を設置して土砂、雨水の流出を防止します。取水はなく、汚水及び雑排水もありません。雨水はU字溝から油水分離槽及び調整池を経由して既設の排水路へ放流します。

なお、この申請案件は3000㎡を超えるため、三重県農業会議諮問会議案件に該当します。先日3月4日木曜日に現地調査を実施済みであり、3月11日木曜日に諮問会議の議案となりますことをご報告します。

続きまして、日程第7 議案第86号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、9筆、面積3,940㎡です。

それでは、太陽光発電施設への転用以外を説明いたします。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<28番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

借り人である員弁町松之木の■■■■が、員弁町松之木の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、158㎡を一般個人住宅へ

使用貸借にて転用したい旨の計画です。雑種地としてすでに利用していますので、始末書が提出されております。土地造成は、30cm以内の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道を利用します。雨水は雨水枡に集水後、既設道路側溝へ放流します。

<29番案件>の申請地は、大安町高柳地内の田です。農地区分は第2種農地です。

借り人である大安町高柳の■■■■が、大安町高柳の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、235㎡を隣接宅地■■■■と一体利用して一般個人住宅へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は、盛土を行い、周囲にコンクリート擁壁を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は西側既設汚水枡に接続します。雨水は既設U字溝へ放流します。

<30番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

借り人である岐阜県大垣市の■■■■が、大阪府高槻市の■■■■が所有する議案書に記載の6筆、3,547㎡を資材置場へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は、整地のみで砂利舗装し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水はなく、汚水及び雑排水はありません。雨水は自然浸透です。

なお、この申請案件は3000㎡を超えるため、三重県農業会議諮問会議案件に該当します。先日3月4日木曜日に現地調査を実施済みであり、3月11日木曜日に諮問会議の議案となりますことをご報告します。

つづいて、太陽光発電施設への所有権移転申請についてまとめてご説明いたします。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

まず工法についてですが、(利用計画図面説明)標準的な平面図及び側面図にて、ご説明いたします。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。周囲を1.2m高のフェンスにて囲います。パネル1枚の規格としては、横1m、縦1.67mです。パネル間の隙間は横10mm、縦32mmです。地上高は2mを確保しています。今回の申請地はすべて、農地



	<p>区分第2種農地に該当します。</p> <p>&lt;北勢町二之瀬地区&gt;は、申請番号160番で、地目は畑です。</p> <p>&lt;北勢町新町地区&gt;は、申請番号161から166番までで、地目は畑です。</p> <p>&lt;大安町石樽北及び大安町石樽北山地区&gt;は、申請番号167、168番で、地目は田です。</p> <p>&lt;大安町丹生川上地区&gt;は、申請番号169番から172番までで、地目は田です。</p> <p>&lt;北勢町中山地区&gt;は、申請番号173、174番で、地目は畑です。</p> <p>&lt;藤原町山口地区&gt;は、申請番号175番で、地目は畑です。</p> <p>&lt;藤原町市場地区&gt;は、申請番号176番で、地目は畑です。</p> <p>&lt;北勢町川原地区&gt;は、申請番号177番から182番までで、地目は畑です。</p> <p>&lt;北勢町其原地区&gt;は、申請番号183番から190番までで、地目は畑です。</p> <p>以上が、太陽光発電施設への転用申請です。</p> <p>5条所有権移転35件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。
	この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第85号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」35件、及び議案第86号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。このことについて、何か質問はありますか。
	特に無いようですので、議案第85号「農地法第5条の規定によ

	<p>る許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第86号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第8 議案第87号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第8 議案第87号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和3年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は13件、35筆、8,826㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;48番案件&gt;の申請地は、北勢町鼓地内の台帳地目、田の11筆です。場所が分かれていますので、小字毎にご説明します。字前田は、8筆です。字北内は、1筆です。字早稲田も1筆です。字長坂も1筆です。</p> <p>願い出者は、北勢町鼓の■■■■で、昭和50年から山林及び原野に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;49番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町其原の■■■■で、昭和60年頃から山林に転用し、現在に至っております。</p>

<50番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、大阪府吹田市の■■■■で、昭和56年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<51番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、大安町石樽下の■■■■で、昭和50年から進入路に転用し、現在に至っております。

<52番案件>の申請地は、北勢町小原一色地内の台帳地目、畑の4筆です。

願い出者は、北勢町小原一色の■■■■で、平成9年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<53番案件>の申請地は、藤原町日内地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、四日市市の■■■■で、昭和54年から宅地に転用し、現在に至っております。

<54番案件>の申請地は、員弁町西方地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、員弁町大泉新田の■■■■で、昭和53年から進入路に転用し、現在に至っております。登記簿面積31㎡の内、8.4㎡の申請になります。

<55番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、大安町宇賀の■■■■で、平成5年から宅地に転用し、現在に至っております。

<56番案件>の申請地は、北勢町小原一色地内の台帳地目、田の3筆です。

願い出者は、東員町の■■■■で、昭和63年頃から駐車場、昭和24以前から宅地として転用、平成11年以前から山林として転用し、現在に至っております。

<57番から60番案件>の申請地は、一体利用として利用しておりますので、一括してご説明いたします。員弁町上笠田地内の台帳地目、畑の11筆です。

願い出者は、員弁町上笠田の■■■■で、昭和32年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

以上13件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査

		の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議を よろしくをお願いします。
	議長	非農地証明につきまして、何か質問はありますか。
	委員	違反転用は、建築確認をする時に分からないのでしょうか。
	事務局	最近の建築確認では情報がくるので分かるのですが、昔のもの については分からないこともあります。
	議長	よろしいでしょうか。 それでは、議案第87号「非農地証明願いについて」を採決いた します。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しま した。
		議事については、以上です。
5 その他	議長	その他でございますが、委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。 その他よろしいでしょうか。次回は、4月2日午前9時から現地調 査です。4番田中委員と5番渡邊委員は出席をお願いします。4月 9日(金)に委員会となりますので、よろしくをお願いします。
6 閉会の宣言 【午前10時閉会】	議長	これをもちまして、第16回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---